

建 産 第 3 2 2 号  
令 和 8 年 3 月 2 3 日

各関係団体の長 殿

奈良県県土マネジメント部  
建設産業課長

地域建設業経営強化融資制度の延長について

平素は本県土木行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年1月30日付け国不建第148号、国不建振第221号「地域建設業経営強化融資制度の延長について」により国土交通省不動産・建設経済局長から別添のとおり通知がありましたので送付します。

奈良県県土マネジメント部  
建設産業課 公共工事契約管理係  
TEL : 0742-27-7425 (直通)

国不建第148号  
国不建振第221号  
令和8年1月30日

都道府県知事

あて

政令指定都市長

国土交通省不動産・建設経済局長  
(公印省略)

### 地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまで中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところです。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を延長することとし、下記によることとしましたので、引き続き積極的に活用お願い申し上げますとともに、本制度の趣旨を御理解の上、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められますようお願い申し上げます。また、貴管下関係機関、貴管内市区町村、業界団体、事業協同組合等に対しましても、この旨周知方お願い申し上げます。なお、国土交通省直轄工事においても、本制度を延長することとしましたので、念のため申し添えます。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところではありますが、本措置についても延長することとし、別添のとおり、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであり、併せて申し添えます。

### 記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和8年」を「令和13年」に改める。

### 附 則

この通達は、令和8年4月1日から適用する。